

介護サービスの提供における 不適正事例について

(平成28年度において本県及び他都道府県等にて
指定取消を行った主な事例)

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

- 以下の事例は、平成28年度に本県及び他都道府県等において、介護サービス事業者等に対し指定取消を行った事例の一例です。
- それぞれの事例において、指定取消処分の理由は複数ありますが、そのうち一部を記載しています。

※ 平成28年度における指定取消等の行政処分は、平成29年2月末時点で約60件（各都道府県等からの通知による）となっています。

【事例1】

平成28年6月指定取消処分／居宅介護支援

- 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するために利用者の居宅の訪問等を行うべきところ、これを行わずに居宅サービス計画を作成した。(運営基準違反)
- 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、文書により利用者の同意を得ていなかった。(運営基準違反)
- 居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的な解決すべき課題の把握を含む。)を行っていなかった。(運営基準違反)
- 指定居宅介護支援の事業の運営基準に適合しておらず、運営基準減算を行わなければならないことを知っていたにもかかわらず指定居宅介護サービス計画費を減額せずに不正に請求し、受領した。(不正請求)

※ 当該事業所の介護支援専門員に対する登録消除処分も実施。

【事例2】

平成28年5月指定取消処分／訪問介護

- 必要な資格を持たない職員に、日常的に訪問介護サービスを提供させていた。(運営基準違反)
- 運営基準違反の状況でのサービス提供について管理者が指示しながら、監査の際にそのような指示はないと虚偽の答弁を行ったほか、職員に虚偽の証言を行うよう指示し、監査の妨害を図った。(虚偽答弁及び妨害)
- 提供実績のないサービス提供記録を作成し、不正に居宅介護サービス費を請求し、受領した。(不正請求)

【事例3の1】

平成28年4月指定取消処分／福祉用具貸与

- 指定申請時に、福祉用具専門相談員として従事する予定がない、別会社で勤務していた者を、福祉用具専門相談員として勤務形態一覧表に記載し、指定申請を行った。(不正手段による指定)
- 監査において命じた報告に対し、実際には勤務していない者を記載した虚偽の勤務形態一覧表を報告した。(虚偽報告)
- 居宅在住者でない者(認知症対応型共同生活介護事業所利用者)に対し、実際には貸与していなかったにもかかわらず、帰省先の居宅において使用するため特殊寝台を貸与したとして報酬を請求し、受領した。(不正請求)

【事例3の2】

平成28年6月指定取消処分／居宅介護支援

※ 事例3の1関連

- 居宅在住者でない者（認知症対応型共同生活介護事業所利用者）に対し、実態を正確に把握することなく、福祉用具貸与を提供させるといった不適正な居宅介護支援業務を行った。（運営基準違反）
- 居宅サービスの対象ではない利用者に対して作成した居宅サービス計画に基づき、不適切な給付管理を行い、居宅介護支援費を不正に請求し、受領した。（不正請求）

【事例4】

平成28年8月指定取消処分／訪問介護

- 訪問介護事業所の所在地変更届を提出したが、届出の所在地とは異なる所在地において事業所を運営し、訪問介護サービスを提供していた。（居宅サービス等に関する不正又は著しい不当な行為）
- 実態として変更前所在地にて事業を存続しており、同一の建物にある有料老人ホームに居住する利用者に対し、10パーセントの減算（同一建物減算）をせずに介護報酬を請求し、受領した。（不正請求）

おわりに

- 介護サービス事業者等は、介護保険法、関係令規及び関係通知に定められた基準等を遵守し、適正な運営を行わなければなりません。
- これらの事例を戒めとし、事業所等の適正な運営を図ってください。